

## 再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（従量制供給の場合）

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、年度ごとに国が全国一律で定めます。

区 分		再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	
		平成 25 年 4 月分	平成 25 年 5 月分以降※
従量電灯 A の場合	最初の 15kWh まで	3円30銭	5円25銭
	15kWh を超える 1kWh につき	22銭	35銭
低圧供給の場合 (従量電灯 A などを除く)	1kWh につき	22銭	35銭
	1kWh につき	22銭	35銭
特別高圧供給の場合	1kWh につき	22銭	35銭

※ 本日改正された経済産業省令により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、5月分から翌年4月分の電気料金に同じ額を適用することが示されました。

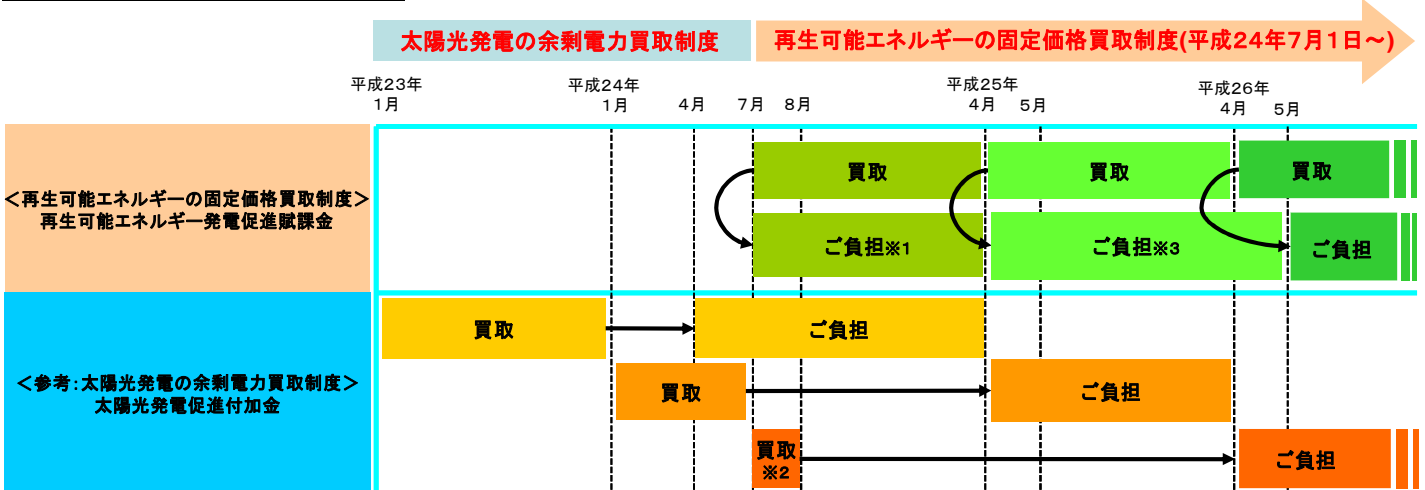
注1：上記単価には消費税等相当額を含みます。

注2：定額制契約分の単価については別紙2をご覧ください。

### 2. 電気料金の算定（従量制供給の場合）



### 3. 買い取り・ご負担のイメージ



※1：平成24年度については、8月分の電気料金から適用されております。

※2：「太陽光発電の余剰買取制度」下で電力供給契約を締結されていたお客さまは、平成24年7月の検針日以降、順次（8月分の買取料金から）「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づくご契約に移行され、買取りが継続されております。

※3：本日改正された経済産業省令により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、5月分から翌年4月分の電気料金に同じ額を適用することが示されました。